

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(〃)

国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの(〃)

計量器の定期検査の実施(商工振興課)

土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)

保安林の指定の解除(四件)(森林保全課)

基本測量の実施(管理課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 人委規則 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(職員課)

◇ 雑 報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百八十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
外 科	ぼうこう若しくは直腸又は小腸の機能の障害	村 田 陽 子	米子市両三柳一八八〇博愛病院
"	ぼうこう又は直腸の機能の障害	石 黒 稔	鳥取市尚徳町一一七鳥取赤十字病院
"	"	工 藤 浩 史	"
"	"	村 上 敏	"



鳥取県告示第三百八十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
幡 葉子	鳥葉第八四一号	平成五年四月五日
桂 栄美	鳥葉第八四二号	平成五年四月七日

鳥取県告示第三百八十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
河本医院	倉吉市津原三九二一二	平成五年四月一日
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七 一	"
けい歯科クリニック	米子市安倍九七一五	"

鳥取県告示第三百八十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長谷川 真紀	鳥国薬第八三九号	平成五年三月十八日
田 栗 花 子	鳥国薬第八四〇号	平成五年三月十九日

鳥取県告示第三百八十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市、倉吉市及び境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間	実 施 場 所
平成五年五月二十日から 同年十月三十一日まで	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
平成五年五月二十日	午後一時から 午後三時まで	境港市	境港市民会館
平成五年五月二十一日	午前十時から 午前十一時三十分まで	"	境港市余子公民館
"	午後一時から 午後三時まで	"	境港市中浜公民館
平成五年五月二十四日	"	"	境港市民会館
平成五年五月二十五日	午前十時から 午後三時まで	"	境港市境公民館
平成五年五月二十六日	午前十時から 午前十一時三十分まで	"	境港市外江公民館
"	午後一時から 午後三時まで	"	境港市渡公民館
平成五年六月十六日	"	米子市	米子市夜見公民館
平成五年六月十七日	午前十時から 正午まで	"	米子市彦名公民館
"	午後一時三十分から 午後三時まで	"	米子市崎津公民館
平成五年六月十八日	午前十時から 午後三時まで	"	米子市大篠津公民館

鳥取県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

平成五年六月二十一日	午前十一時から午後三時まで	"	米子市和田公民館
平成五年六月二十二日	午前十時から午後三時まで	"	米子市富益公民館
平成五年六月二十三日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	"	米子市尚徳公民館
"	午後一時から午後三時まで	"	米子市巖公民館
平成五年七月五日	午前十時から午後三時まで	倉吉市	鳥取県立倉吉体育文化会館
平成五年七月六日	"	"	△倉吉市勤労青少年ホ一
平成五年七月七日	"	"	"
平成五年七月八日	"	"	倉吉福祉会館
平成五年七月九日	"	"	"
平成五年七月十九日	午前十時から正午まで	"	△倉吉市勤労青少年ホ一

に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 正 直 東伯郡大栄町大字西高尾四八八

平成五年三月三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 邦 治 東伯郡大栄町大字西高尾一六五

平成五年三月二十四日就任 任期平成七年四月六日まで

鳥取県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事

仲田 祐康 米子市日下五四一

田中 英夫 米子市日下二七七―三

山田 一雄 米子市日下三一三

植田 延弘 米子市日下五五九

船寄 春芳 米子市福万二六六

大櫃 英美 米子市福万六八九

田守 賢治 米子市福万二一四

西村 啓 米子市河岡一三四―二

住田 武人 米子市福万三九九―一

中本 徹夫 米子市石州府四四四

仲石 吉雄 米子市日下五五一

門田 修 米子市福万四八六一

仲村 明 米子市石州府四五三

平成五年三月二十二日退任

監事

就任した役員の名及び住所

理事 仲田 祐康 米子市日下五四一

田中 英夫 米子市日下二七七―三

前田 康美 米子市日下一四八―二

植田 延弘 米子市日下五五九

船寄 春芳 米子市福万二六六

仲田 弘義 米子市福万七四九

福永 睿彦男 米子市福万一八三一

福永 博美 米子市福万一九五―二

田中 利明 米子市福万五九六

監事 桜田 孝具 米子市日下三〇一

山上 丈夫 米子市福万七一〇

高橋 博隆 米子市石州府四三五

平成五年三月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字荒濱八七〇（次の図に示す部分に限る。）、九一四の一、字荒浜九一四の三から九一四の九まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東ノ二 七四一の一八、七四一の一九（次の図に示す部分に限る。）、七四一の二二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字麻生字志谷々七四七の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の二六・七一四の二七・七一四の一一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七一四の九九

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)
- 二 作業期間 平成五年四月十五日から平成六年二月二十八日まで
- 三 作業地域 八頭郡智頭町、東伯郡東伯町、西伯郡西伯町及び岸本町並びに日野郡江府町

鳥取県告示第三百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項に

において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第一百七十条第四項後段の規定により告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
鳥取県芸術文化祭 ミュージカル公演 「コーラスライン」	平成五年六月八日	鳥取市民会館



二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 小谷 修

三 委任期間

平成五年四月二十日から同年六月三十日まで

鳥取県告示第三百九十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成五年五月二十三日から施行する。

平成五年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

福原支店	米子市西福原
米子北支店	米子市上福原

を

福原支店
------

米子市西福原

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年四月二十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ランペンガン	株式会社三洋物産
"	ランペンガンII	"
"	キューチナー7II	"
"	アメリカソフドローム7	"
"	フェニックス	"

〃	Miss ヲリッ娘X	〃
〃	フエニックスII	〃
〃	フンダーランド3	株式会社第一商會
〃	レボリヤーショーン2	〃
〃	クルリソポイ	〃
〃	ドラキュラ城8ーAA	株式会社ユニーゼン
〃	チャレンジャー	〃
〃	CRアスターフライン	株式会社まさむら遊機
〃	CR花満開	株式会社ソフライン
〃	ジルバI	株式会社三共
〃	リボルバーDII	株式会社大同

### 人事委員会規則

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年四月二十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

#### 鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表福祉事務所の項中「身体障害者福祉司」を削り、同表身体障害者更正相談所の項中「心理判定員」を「身体障害者福祉司及び心理判定員」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

### 雑 報

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公布する。

平成5年4月20日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

1 試験の種類

- (1) 乙種第4類危険物取扱者試験
- (2) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

- (1) 日時

区 分	日	時
乙種第4類危険物取扱者試験	平成5年6月27日(日)	13時15分から
丙種危険物取扱者試験	平成5年6月27日(日)	10時15分から

- (2) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂  
 鳥取市扇町21 県民ふれあい会館  
 倉吉市山根529-2 倉吉体育文化会館  
 米子市東福原36 米子市農業協同組合  
 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

3 受験手続

- (1) 受験願書提出先  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)
- (2) 受験願書受付期間  
平成5年4月26日(月)から同年5月14日(金)まで(郵送の場合  
は、5月14日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。)

(3) 受験手数料

乙種第4類危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円を、所定の方法により納付すること。

4 その他

- (1) 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

- (2) 問合せ先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階  
 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部  
 (電話0857-26-8389)